

「飲食店におけるワクチン・検査パッケージ制度の登録受付を開始します」

三重県では国から示された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更をふまえ、飲食店におけるワクチン・検査パッケージ（VTP）制度の受付を開始します。第六波におけるまん延防止措置や緊急事態宣言時における制度となりますので、事前の登録をご検討ください。

●ワクチン・検査パッケージ（VTP）制度とは

飲食店等が利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下で要請される行動制限を緩和するものです。

●対象

「みえ安心おもてなし施設（あんしん みえリア）」の認証を取得した飲食店等

●行動制限の緩和の内容

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下でも、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を行うことが可能です。また、収容率50%を上限にカラオケ設備の提供ができるようになります。

●ワクチン・検査パッケージ（VTP）制度利用の要件

飲食店等が行動制限の緩和の適用を受ける場合、以下の対応をお願いします。

- （1）ワクチン・検査パッケージ（VTP）制度を適用する旨の県への登録
- （2）登録ステッカーの掲示
- （3）利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかの確認

●登録方法

「みえ安心おもてなし施設（あんしん みえリア）」認証済の飲食店等には、事務局から登録の案内をお送りします。新たに「みえ安心おもてなし施設（あんしん みえリア）」の認証取得を希望する飲食店等には、認証の前に行う現地確認の際に登録の案内を行います。

また、「みえ安心おもてなし施設認証制度（あんしん みえリア）」のホームページでも案内します。

●受付期間

令和3年12月7日（火）13：00～

●登録済飲食店の公表

登録済の飲食店等は「みえ安心おもてなし施設認証制度（あんしん みえリア）」のホームページで公表します。

●留意点

感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、政府・都道府県の判断で、ワクチン・検査パッケージ制度を適用せず、強い行動制限を要請されることがあります。

●お問合せ先

三重県 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課

TEL：059-224-3351 FAX：059-224-2078 Mail：mieninshou@pref.mie.lg.jp

●参考資料

- ・三重県ホームページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031500326.htm>

- ・登録ステッカー見本

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031500326.htm>

- ・みえ安心おもてなし施設認証制度

<https://miera.kankomie.or.jp/eat/>